

# 福岡県公報

平成23年8月24日  
第3296号

## 目次

### 告示(第1401号-第1405号)

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 2
- 福岡県県民栄誉賞被表彰者の決定 (県民文化スポーツ課) …………… 2
- ### 公告
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) …………… 2
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) …………… 3
- ### 公安委員会
- 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全総務課) …………… 3
- 警備業法の一部を改正する法律附則第5条による審査の実施 (警察本部生活安全総務課) …………… 5

## 告示

### 福岡県告示第1401号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年8月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日

平成23年7月28日

### 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人障がい者支援ネットかすが
- (2) 代表者の氏名  
松尾 林
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県春日市下白水178-5
- (4) 定款に記載された目的

この法人は小規模作業所の運営や日常生活支援、就業機会の提供に係わる事業などを行うことで、障がいのある人たちが地域で安心して働き、暮らしていけるように支援活動を行いながら、障がいのある人の福祉の増進や雇用機会の拡充に寄与していくことを目的とする。

### 福岡県告示第1402号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年8月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年8月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	佐賀線 八女	久留米市城島町城島232番8先から 久留米市城島町城島37番2先まで

### 福岡県告示第1403号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年8月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年8月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米筑紫野線	久留米市北野町高良1742番先から 久留米市北野町高良1737番1先まで

#### 福岡県告示第1404号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年8月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年8月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	保木吉井線	うきは市吉井町桜井70番5先から うきは市吉井町桜井48番7先まで

#### 福岡県告示第1405号

福岡県県民栄誉賞表彰要綱（平成20年4月1日20文ス第2760号）第3条の規定に基づき、福岡県県民栄誉賞被表彰者を次のとおり決定したので、同要綱第6条の規定により公表する。

平成23年8月24日

福岡県知事 小川 洋

主な業績	被表彰者

大相撲において、通算最多勝利数の新記録をはじめ、数々の記録を樹立した。

通算勝利数 1,047勝（歴代1位）  
幕内勝利数 879勝（歴代1位）  
大関在位 65場所（歴代1位タイ）  
幕内在位 107場所（歴代1位）

浅香山 博之  
（元大関 魁皇関）

## 公 告

### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成23年8月24日

福岡県知事 小川 洋

- 落札に係る特定役務の名称  
四輪運転シミュレータ賃貸借
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課
  - 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札者を決定した日  
平成23年7月21日
- 落札者の氏名及び住所
  - 氏名  
三菱電機クレジット株式会社九州支店
  - 住所  
福岡市中央区天神2丁目12番1号
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
50,318,100円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

## 7 入札公告日

平成23年6月10日

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成23年8月24日

福岡県知事 小川 洋

## 1 落札に係る特定役務の名称

二輪運転シミュレータ賃貸借

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

## (1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

## (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

## 3 落札者を決定した日

平成23年7月21日

## 4 落札者の氏名及び住所

## (1) 氏名

三菱電機クレジット株式会社九州支店

## (2) 住所

福岡市中央区天神2丁目12番1号

## 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

64,465,380円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 入札公告日

平成23年6月10日

## 公安委員会

## 福岡県公安委員会告示第227号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成23年8月24日

福岡県公安委員会

## 1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

## 2 講習の種別、期日、時間及び場所

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成23年10月19日(水) から同年10月27日(木) までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

## (2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
------	------	------

平成23年10月24日(月)から同年10月27日(木)までの間	午前9時30分から午後4時35分まで(初日の講習は、午前10時25分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。)	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター
---------------------------------	---	---------------------------------

## 3 受講定員

## (1) 新規取得講習

36名

## (2) 追加取得講習

12名

## 4 受講対象者

## (1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。

）に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

## (2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

## 5 受講申込手続等

## (1) 受付期間

平成23年9月8日（木）から同年9月12日（月）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（県の休日及び正午から午後1時00分までの間を除く。）

## (2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

## (3) 必要書類

## ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

## a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

## b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

## c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

## d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の

写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

47,000円

イ 追加取得講習

23,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であつても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内（県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内（県の休日を除く。）に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前

申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

#### 福岡県公安委員会告示第228号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第2項により学科試験及び実技試験の全部が免除となる検定合格者審査（以下「書面審査」という。）を次のとおり実施するので、検定規則附則第9

条の規定により公示する。

平成23年8月24日

福岡県公安委員会

#### 1 書面審査期間

平成23年10月1日（土）から同年11月30日（水）までの間

※ 福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

#### 2 書面審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に係る全ての種別及び級

#### 3 書面審査対象者

(1) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際（平成17年11月21日現在）、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であったもの。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合に限る。

ア 福岡県内に住所を有すること。

イ 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。

ウ 福岡県公安委員会から旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けていること。

(2) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習（以下「指定講習」という。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であったもの。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合に限る。

ア 福岡県内に住所を有すること。

イ 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。

ウ 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けていること。

#### 4 書面審査申請手続等

#### (1) 受付期間

県の休日を除く、平成23年10月1日（土）から同年11月30日（水）までの、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

#### (2) 受付場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 旧合格証の交付を受けた警察署

#### (3) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 審査申請書（検定等規則別記様式）1通

※ 同申請書には、申請者本人の押印が必要。

(イ) 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(ウ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）1枚

(エ) 旧合格証の写し

(オ) 前記3の審査対象に該当することを疎明する書面（下記a又はbのいずれか1つ）

a 前記3(1)に該当する者

検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書等）

b 前記3(2)に該当する者

検定規則の施行の際、現に指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であることを疎明する書面（指定講習講師従事証明書等）

イ 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 前記アのうち(イ)を除く書類

(イ) 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

ウ 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合

前記アのうち(イ)を除く書類

#### 5 申請方法

- (1) 前記4(1)の受付期間内に、住所地（審査希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に、前記4(3)に掲げる必要書類を提出すること。
- (2) 書面審査申請は、原則として審査申請者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、審査申請者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。
- (3) 手数料  
書面審査については、手数料を徴収しない。

#### 6 成績証明書の交付

書面審査の結果、当該種別の警備業務に関する知識及び能力を有する者と判定した場合において、成績証明書を交付する。

#### 7 その他

- (1) 書面審査に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (2) 審査申請書（検定規則別記様式）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる。